

通年型屋外スポーツ施設の整備について

平成19年度より屋外スポーツ競技における冬期間の練習場所の確保や競技レベルの向上等を満たす施設の整備に向けた議論を開始し、これまで平成23年5月に「(仮称)通年型屋外スポーツ施設基本構想」に基づき取り進めてきたところであります。

現在、本施設の整備につきましては「第5期恵庭市総合計画前期基本計画(平成28年度～32年度)」及び平成28年に策定された「恵庭市運動・スポーツ推進計画」に位置付けているところです。

平成29年10月に「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会」よりいただいた意見(観点)を新たに加え、屋外スポーツの冬季活動拠点として、次のとおり整備に向け取り進めることとしています

施設整備に対する「恵庭市スポーツ振興まちづくり審議会意見」

項目	内	容
構造	○ 多目的利用が可能な構造	屋外競技スポーツ(テニス、野球、サッカー等)の冬期間の練習場として活用することを念頭に、競技の特性を考慮した構造とする。 ※天井高の確保(10m程度)や人工芝など
	○ 寒冷地仕様	冬期間の積雪等を考慮した耐久性のある構造とする。
規模	○ 1,200㎡程度 (30m×40m.)	屋外競技スポーツの練習場として活用することはもとより、多目的(イベント等)に活用が可能な施設規模(面積)とし、概ね1,200㎡とする。
設置場所	○ 公共用地未利用地や公共施設の隣接地の活用	恵庭市公共施設等総合管理計画に基づき、新たに土地を取得することをせず、未利用地の活用を行い公共用地総量の抑制に努めるものとする。 公共施設の隣接地を検討し、設備(トイレなど)の共有、駐車場など付帯設備の併用など施設の建設費や維持管理費の抑制に努めるものとする。 ※恵庭市総合体育館周辺の市有地
施設運用	○ 稼働率を考慮した運営	学校教育(保育園から大学まで)や民間(スポーツクラブなど)の活用も視野に入れた検討を行うものとする。
	○ 民間活用の検討	公共施設総量抑制の観点を踏まえ、民設公営等の整備・運営手法を取り入れ、民間を活用した整備・運営手法を検討するものとする。